

## 株式会社商工組合中央金庫が実施する 株式会社晃祐堂に対する ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る 第三者意見

株式会社日本格付研究所は、株式会社商工組合中央金庫が実施する株式会社晃祐堂に対するポジティブ・インパクト・ファイナンスについて、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性に対する第三者意見書を提出しました。

本件は、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性も併せて確認しています。

\* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

## 第三者意見書

2025年1月31日  
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

株式会社晃祐堂に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社商工組合中央金庫

評価者：株式会社商工中金経済研究所

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合している。

また、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

## I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社商工組合中央金庫（「商工中金」）が株式会社晃祐堂（「晃祐堂」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、株式会社商工中金経済研究所（「商工中金経済研究所」）による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」（モデル・フレームワーク）に適合していること、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、持続可能な開発目標（SDGs）の目標達成に向けた企業活動を、金融機関等が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

ポジティブ・インパクト金融原則は、4つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。商工中金は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、商工中金経済研究所と共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、商工中金及び商工中金経済研究所にそれを提示している。なお、商工中金は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、中小企業基本法の定義する中小企業等(会社法の定義する大会社以外の企業)としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえでポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークとの適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、ポジティブ・インパクト金融原則で参照するインパクト

トエリア/トピックにおける社会経済に関連するインパクトの観点からポジティブな成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。

- ② 日本における企業数では全体の約 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では約 56.0%にとどまることからわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。<sup>1</sup>
- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

## II. ポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークへの適合に係る意見

### ポジティブ・インパクト金融原則 1 定義

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

商工中金及び商工中金経済研究所は、本ファイナンスを通じ、晃祐堂の持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクトエリア/トピック及び SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、晃祐堂がポジティブな成果を発現するインパクトエリア/トピックを有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

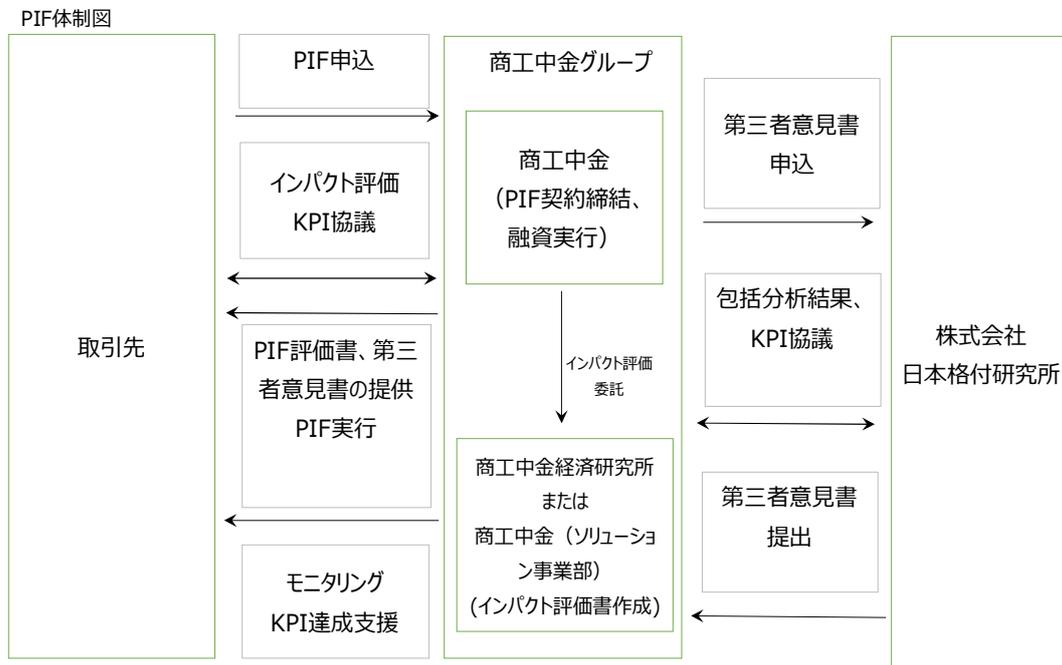
### ポジティブ・インパクト金融原則 2 フレームワーク

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

JCR は、商工中金が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

- (1) 商工中金は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。

<sup>1</sup> 令和 3 年経済センサス-活動調査。中小企業の区分は、中小企業基本法及び中小企業関連法令において中小企業または小規模企業として扱われる企業の定義を参考に算出。業種によって異なり、製造業の場合は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業の場合は資本金 5,000 万円以下または従業員 100 人以下などとなっている。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。



(出所：商工中金提供資料)

- (2) 実施プロセスについて、商工中金では社内規程を整備している。
- (3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、商工中金からの委託を受けて、商工中金経済研究所が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

### ポジティブ・インパクト金融原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

ポジティブ・インパクト金融原則 3 で求められる情報は、全て商工中金経済研究所が作成した評価書を通して商工中金及び一般に開示される予定であることを確認した。

### ポジティブ・インパクト金融原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の



---

専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

---

本ファイナンスでは、商工中金経済研究所が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

### III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人である晃祐堂から貸付人である商工中金及び評価者である商工中金経済研究所に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

---

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

---

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

### IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークに適合している。



# JCR Sustainable PIF for SMEs

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置された  
ポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンス  
の基本的考え方」と整合的である。

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

梶原 敦子

梶原 敦子

担当主任アナリスト

梶原 敦子

梶原 敦子

担当アナリスト

深澤 優貴

深澤 優貴



### 本第三者意見に関する重要な説明

#### 1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、ポジティブ・インパクト・ファイナンスによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

#### 2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画金融イニシアティブ

「ポジティブ・インパクト金融原則」

「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース

「インパクトファイナンスの基本的考え方」

#### 3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

#### 4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

#### 5. JCR の第三者性

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスの事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

#### ■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると默示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

#### ■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼者の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブの「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性について第三者意見を述べたものです。  
事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。  
調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

#### ■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会)に外部評価者としてオブザーバー登録、ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

#### ■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.  
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル

## ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

2025年1月31日

株式会社商工中金経済研究所

---

商工中金経済研究所は株式会社商工組合中央金庫（以下、商工中金）が株式会社晃祐堂（以下、晃祐堂）に対してポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施するに当たって、晃祐堂の活動が、自然環境・社会・社会経済に及ぼすインパクト（ポジティブな影響及びネガティブな影響）を分析・評価しました。

分析・評価にあたっては、株式会社日本格付研究所の協力を得て、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させた上で、中堅・中小企業<sup>※</sup>に対するファイナンスに適用しています。

<sup>※</sup>中小企業基本法の定義する中小企業等（会社法の定義する大会社以外の企業）

## 目次

1. 評価対象のファイナンスの概要
2. 企業概要・事業活動
  - 2.1 基本情報
  - 2.2 業界動向
  - 2.3 経営方針等
  - 2.4 事業活動
3. 包括的インパクト分析
4. 本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性
5. サステナビリティ管理体制
6. モニタリング
7. 総合評価

## 1. 評価対象のファイナンスの概要

企業名	株式会社晃祐堂
借入金額	200,000,000 円
資金使途	運転資金
借入期間	10 年
モニタリング実施時期	毎年 10 月

## 2. 企業概要・事業活動

### 2.1 基本情報

本社所在地	広島県安芸郡熊野町出来庭 6 丁目 6 番 28 号
創業・設立	創業 1978 年 2 月 11 日 設立 1990 年 7 月 27 日
資本金	10,000,000 円
従業員数	90 人（正社員 21 人、パート 69 人、2024 年 11 月末現在）
事業内容	各種毛筆の製造、販売
主要取引先	（製造・販売アイテム） 書筆 化粧筆 その他関連商品 いずれも最終ユーザーは一般消費者

## 【業務内容】

晃祐堂は、日本最大の筆の生産地である広島県安芸郡熊野町に本社を置く、創業46年の筆製造卸事業者である。書道筆、化粧筆、画筆や関連する製品の開発を行い、国内外のメーカー、商社、小売店へ卸販売している。また、近年では観光事業にも力を入れている。

- 書道筆の毛筆メーカーからスタートしたが、中国からの安価な製品の流入や少子化等により国内産筆需要が減少傾向にあったため、培った書道筆製造技術を基に2004年に化粧筆の製造を開始した。化粧筆の製造では後発者であり、デザイン性の追求で他社との差別化を図った。植松会長は「わくわくした気持ちでメイクをしたい。その道具であるメイクブラシもかわいくないと」とハート型のメイクブラシを考案した。次に、朝忙しい時に面倒な作業をハッピーに出来ればと洗顔料を泡立てる洗顔ブラシもハート型にした。ハート型ブラシはハートの凹みの部分がブラシを目じりや小鼻にフィットし、汚れを上手く絡みとってくれるメリットがあると利用者から好評を得ている。
- 3つのこだわり

### ①伝統に裏打ちされた技術（選毛と毛先）



書道筆・化粧筆・画筆のいずれも、良質な原毛が良い製品の原点である。経験と技術を生かし、目的に合った良い原毛を選別し、製品化している。また極上の肌触りを実現するために、毛先をカットしない製法にこだわっている。この製法は機械に抛りがたく、毛先の先まで全てハンドメイドで行われている。

### ②検品精度の高さ



直接肌にあてるものであるため、安全で清潔なメイクブラシをつくることにこだわっている。検品は、筆職人による工程ごと及び製品完成時の多段階で実施している。化粧品メーカーが求める品質基準を上回る基準で検品を行うことで、出荷後の不良品は皆無に近い。

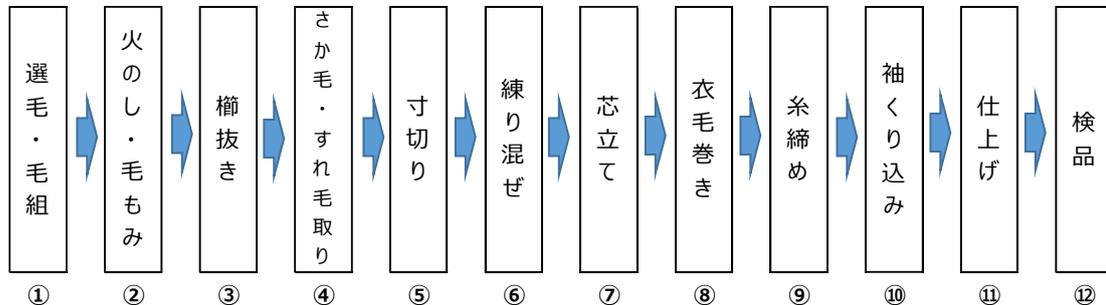
### ③未来への創造



熊野筆の伝統技術を礎に、革新的な技術・アイデアを取り入れ、顧客に喜ばれ愛される最高のメイクブラシづくりを続けている。

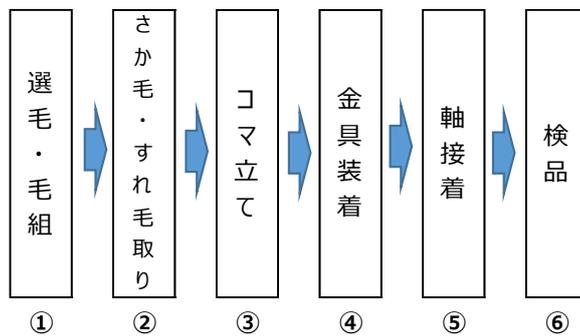
(①～③の写真の出所:晃祐堂 Web)

● 書道筆製造の業務フロー



	業務フロー	作業内容
①	選毛・毛組	筆の種類によって、必要な毛を選び、量を決めて組み合わせしていく
②	火のし・毛もみ	毛をまっすぐに伸ばし、油分を抜き取る
③	櫛抜き	櫛をかけて、もつれた毛を整えながら、筆にならない綿毛を取り除いていく
④	さか毛・すれ毛取り	逆さになっている毛や、毛先がすれてなくなっている毛などを、抜き取っていく
⑤	寸切り	寸木と呼ばれる定規とはさみを使って、毛を必要な長さに切る
⑥	練り混ぜ	毛を薄くのばし、均一になるまで混ぜ合わせる
⑦	芯立て	練り混ぜた毛を、コマと呼ばれる型に入れて、筆の芯の部分を作る
⑧	衣毛巻き	衣毛を薄く延ばして芯に巻きつける
⑨	糸締め	乾燥させた穂を麻糸で締め、焼きごてをあてて少し焼いて、毛を固定させる
⑩	袖くり込み	軸を、穂首が入る厚みに調整し、接着剤を使って穂首と軸を固定する
⑪	仕上げ	糊を穂首に十分含ませてから櫛でといて形を整える
⑫	検品	出来上がった筆の汚れを拭き取り目視検査を行う

● 化粧筆製造の業務フロー



	業務フロー	作業内容
①	選毛・毛組	筆の種類によって、必要な毛を選び、量を決めて組み合わせていく
②	さか毛・すれ毛取り	逆さになっている毛や、毛先がすれてなくなっている毛などを、抜き取っていく
③	コマ立て	コマと呼ばれる型に入れて、筆の穂先の部分を作る
④	金具装着	接着剤を使って、穂先を金具に固定させる
⑤	軸接着	接着剤を使って、穂先のついた金具を軸に固定させる
⑥	検品	出来上がった筆の汚れを拭き取り目視検査を行う

(図表①) 書道の業務フロー、化粧筆の業務フロー

(商工中金経済研究所が晃祐堂宛てヒアリングにより作成)

【事業拠点】

拠点名	住所	機能
広島本社	広島県安芸郡熊野町出来庭 6丁目6-28	本社機能及び本社工場（毛筆（大・小筆）生産）、第二工場（原毛加工）
化粧筆工房	広島県安芸郡熊野町平谷 4丁目4-7	化粧筆の生産工場
東京支店	東京都千代田区九段北1丁目 1-6 リブ九段702	関東方面の営業拠点
中国現地法人 （江蘇省南通市）	/	原毛の加工の工場
中国現地法人 （四川省内江市）		
ベトナム現地法人 （ベトナムハノイ市）		



（写真④）化粧筆工房の外観



（写真⑤）化粧品工房タッチレスラクティブ  
（非接触型タッチパネルシステム）

（写真④、⑤は晃祐堂提供）

【沿革】

1978年 2月	広島県熊野町にて創業
1990年 7月	株式会社晃祐堂設立
2015年 3月	晃祐堂化粧筆工房新社屋完成
1993年	中国現法（四川省内江市）設立
1999年	中国現法（江蘇省南通市）設立
2012年	ベトナム現法（ベトナムハノイ市）設立

【受賞歴】

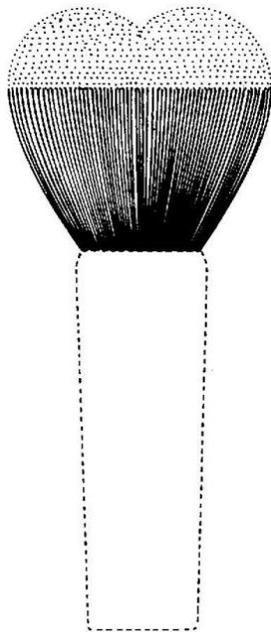
2013年 4月	広島県「ものづくり」オンリーワン企業として紹介される
2014年 4月	経済産業省中国経済産業局「かわいいモノ研究会」に参加する
2015年 1月	熊野化粧筆が「ザ・広島ブランド 匠 晃祐堂の銘品」に認定される
2015年 6月	「第23回中国地域ニュービジネス 特別賞」を受賞する
2015年 10月	「第10回ニッポン新事業創出大賞アントレプレナー部門 優秀賞」を受賞する
2016年 4月	G7 広島外相会合の記念品に化粧筆「凜」が採用される
2017年 3月	経済産業省「はばたく中小企業・小規模事業社 300社 需要獲得部門」に認定される 「第38号広島県広告企画制作賞」を受賞する
2018年 12月	経済産業省「地域未来牽引企業」に選定される
2020年 11月	伝統的工芸品産業振興協会主催 第45回全国伝統的工芸品公募展にて花型ボディ ブラシが入選する
2023年 11月	第48回全国伝統的工芸品公募展にて熊野筆 柿渋染め5本セットが「バイヤー賞」を 受賞する



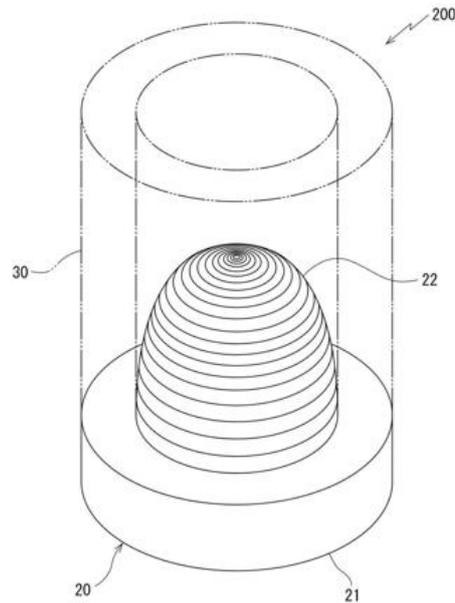
（写真⑥）2016年G7広島外相会合記念品「凜」

日本国内におけるパテントは、意匠登録 20 件、実用新案 5 件、特許 1 件、商標 7 件を取得している。

<一例>



(写真⑦) 意匠登録 第 1285382 号  
ハート洗浄ブラシ



(写真⑧) 特開 2017-019222  
製穂用具

(写真⑥～⑧は晃祐堂提供)

## 2.2 業界動向

### ■ 伝統工芸品とは

以下は、「経済産業省説明資料」（令和4年7月 製造産業局 伝統的工芸品産業室）を参考に記載した。

- 定義

「伝統的工芸品産業の振興に関する法律（伝産法：伝統的工芸品産業の振興を目的として1974年に公布された法律）に基づき、経済産業大臣が指定した工芸品である。

- 指定要件（伝産法第2条）



①主として日常生活の用に供されるものであること。

②その製造過程の主要部分が手工業的であること。

③伝統的な技術または技法により製造されるものであること。

④伝統的に使用されてきた原材料が主たる原材料として用いられ、製造されるものであること。

⑤一定の地域において少なくない数の者がその製造を行い、またはその従事しているものである。

2024年10月時点で全国233品目が指定されており、文具のうち筆では豊橋筆、奈良筆、熊野筆、川尻筆の4品目が指定を受けている。

（写真⑨）伝統工芸品のシンボルマーク

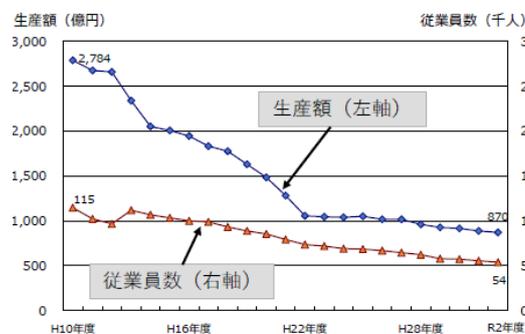
（出所：伝統的工芸品産業振興協会 Web）

- 伝統的工芸品産業の現状

伝統的工芸品の生産額は、2016年度に1,000億円を下回って以降、漸減傾向にある。また、従業員数は緩やかな減少傾向にあり、2020年度は約5.4万人となっている。

伝統工芸士は職人の高齢化に伴い減少傾向にあるが、一方で女性伝統工芸士の割合が増加傾向にあり、伝統的工芸品産業における女性の活躍が進みつつある。

■ 伝統的工芸品の生産額・従業員数の推移



出典：一般財団法人伝統的工芸品産業振興協会

（図表②）伝統的工芸品の生産額・従業員数の推移

■ 伝統工芸士数の推移



（図表③）伝統工芸士数の推移

(図表②③の出所：「経済産業省説明資料」(令和4年7月 製造産業局伝統的工芸品産業室))

## ■ 熊野筆について

以下は、広島県 Web「徹底解剖：ひろしまポ「広島初の伝統工芸品。世界からも注目される熊野筆ってどんな筆？」及び筆の里工房 Web「伝統工芸士」を参考に記載した。

### ● 熊野筆とは

熊野筆とは広島県安芸郡熊野町で作られる筆の総称である。江戸時代末期、農閑期に吉野や紀州に出稼ぎに行く農民は帰りに奈良・大阪・兵庫で筆や墨を仕入れ、各地で行商を行った。次第に熊野町で筆づくりが行われるようになり、人伝に技術が伝承し、筆づくりが本格化していった。1975年に広島県内で初の伝統的工芸品に指定され、技術と伝統が受け継がれている。現在では、毛筆、画筆、化粧筆のいずれも熊野町が全国一の生産量を誇っている。現在、町内に約90社のメーカーがあり、約24,000人の住民のうち、約1,500人の筆づくりの職人の「軍司」があり、その中でも筆づくり経験が12年以上あり、優れた技術と経験を持つ者の中から選ばれて、筆づくりの名人として認められた「伝統工芸士」は11名いる。伝統工芸士が丹誠込めてひとつひとつ作り込んだ筆は専門家の間で高い評価を受けている。

### ● 熊野筆の特徴

熟練の職人により、手作業で毛を選別し、汚れを除き、束ねる一連の作業が行われている。また穂先の毛を切り揃えることなく、そのまま仕上げていくため、毛先が繊細で適度な腰を持つことが特徴である。

### ● 筆の需要動向

筆の生産量等に関する統計データは事業者数が減少する中で、減少傾向にあると推察されるが、産地組合において正確なデータを把握しきれていないこと等から近時は殆ど公表されておらず、詳細は不明である。熊野筆製造事業者数が減少する中でも生産能力を維持する晃祐堂のシェアが結果として高まっている。

### ● 世界のトップアーティストが愛用する化粧筆

熊野の化粧筆は、欧米、アジア各国の名だたる化粧品メーカーへ輸出されている。下地の種類や仕上がりのイメージにより筆を使い分ける世界のトップアーティストから大きな信頼を得ている。化粧筆は殆どが専業メーカーであるが、晃祐堂は書筆、画筆の製造も兼業している。晃祐堂の製品は、書筆の伝統技術を生かした化粧筆として世界の化粧品メーカーや名だたるメイクアップアーティストに評価されており、今後も需要拡大が見込まれる。

## 2.3 経営方針等

### 経営方針・基本方針

晃祐堂 経営理念  
筆を通して、  
世の中に笑顔と喜びと勇気を与える。

### 基本方針

- ・技術・品質・コストを究める。
- ・国際的視野で未来を見つめる。
- ・人材を鍛え育てる。
- ・お客様の喜びを目指し感謝の心で行動する。
- ・明るい地域社会づくりに貢献する。

(写真⑩) 経営方針・基本方針 (晃祐堂 提供)

晃祐堂は、経済的価値と社会的価値の両輪を回しながら環境についての取り組みを行っていく。その取り組みが、企業価値を高め、企業認知度の向上につながり、持続可能な事業を行いながら収益もしっかりと生み出せると認識している。

■ SDGs への取り組み

**株式会社晃祐堂 SDGs宣言**

当社は、「夢を通して、世の中に笑顔と喜びと豊実を伝える」という経営理念のもと、事業活動を通じて「持続可能な開発目標(SDGs)」の達成に貢献し、地域課題の解決および、持続可能な社会の構築に努めてまいります。

2022年3月29日  
株式会社晃祐堂  
代表取締役社長 藤田 孝成  
取締役社長 土屋 武典

**重点項目(ターゲット2030)**

**伝統と革新の製品づくり**

化粧品のパッケージデザインにおいて、世界初の伝統と職人技術を受け継ぎ、斬新で革新的な発想性のある製品づくりに努めます。お客様にご満足いただける、高品質でリ・スナブルな製品を提供し続けてまいります。

【主な取り組み】  
アップサイクルへの取り組み、包材工廃止による廃棄物の削減、「無垢木を使用した家具」の提供など、2030年「消費者行動力」等の実現による産業廃棄物の削減

**環境への配慮**

気候変動等の環境課題を重要な経営課題として捉え、事業活動を通じた環境負荷の削減に努めます。生物多様性や資源を守るため、持続可能な資源の選択に貢献してまいります。

【主な取り組み】  
太陽光パネルの設置、省エネ設備の導入、パルプ材や梱包材の削減による環境負荷の削減、梱包由来の人工木の活用

**働きやすい職場づくり**

社員が安心安全に働くことができる職場環境の整備に努めます。社員との定期的な面談によるコミュニケーションを促進するとともに、世の中に笑顔と喜びと豊実を伝えることが出来る人材の育成に努めてまいります。

【主な取り組み】  
「仕事と家庭の両立支援企業」への登録  
「からいま企業健康経営」の取得  
「イケアの学びひろしま」への加盟  
社内運動による社員数増の促進

**暮らしやすい地域社会づくりへの貢献**

包材提供を担う企業として、本業を通じた地域活性化に貢献します。ステークホルダーの皆さまと連携し、世界第1位の製品やアップサイクル由来の革新的な製品の提供に努めてまいります。

【主な取り組み】  
工場内入替機材の廃棄物を活用した商品開発  
産業廃棄物への再利用の調査  
工場見学、働きやすい職場の開放

**2030年SDGs GOALS**

「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」とは

- ・ 貧困、気候変動、エネルギー、海洋資源、陸域生態系、都市と人間の居住地、産業と雇用、不平等の削減など、持続可能な社会の実現に向けた17の目標を設定し、2030年までに達成を目指す国際的な目標です。2015年9月の国連サミットで採択され、2016年1月1日より正式にスタートしました。
- ・ 目標を達成するために、国連が目標別に169のターゲット、817のターゲットを定めています。
- ・ 企業はSDGsに貢献することで、「気候変動対策」の経営戦略が強化され、より持続可能な組織であると評価されるようになります。

(図表④) 晃祐堂SDGs宣言 (晃祐堂 提供)

## 2.4 事業活動

晃祐堂は、以下のような自然環境・社会・社会経済へのインパクトを生む事業活動を行っている。

### 【自然環境面】

#### ■ 環境負荷低減への取り組み

- 省エネルギーの取り組み

自社の敷地内に太陽光発電設備を設置し、発電した電気を自社で消費する自家消費型太陽光発電は再生エネルギー拡大への有用な手段である。晃祐堂は、化粧筆工場の屋根に太陽光パネルを設置し、工場で使用する電力の一部を賅っている。

- CO2 排出量削減の取り組み

今期（2025/6期）中に Scope1 及び Scope2 の CO2 排出量を算定し、上記省エネルギーの取り組みや環境対応車への代替等の取り組みの着実な実行により、CO2 排出量削減する考えである。

- 中小企業版 SBT 認定の取得

CO2 排出量削減の取り組みの証として中小企業版 SBT 認定(\*1)の取得を目指している。

(\*1)SBT 認定

SBT (Science Based Target) とは、2015 年採択の世界の取り組む温暖化対策目標等を定めたパリ協定で合意された「世界の気温上昇を産業革命前より 2℃を十分に下回り、1.5℃に抑える水準」と整合した企業の中長期的な温暖効果ガス排出量削減目標のこと。SBT を設定することは、その企業の気候変動への取り組み姿勢が対外発信され、社会的な信頼性や投資家からの評価向上につながる。国際的な慈善団体である SBTi (SBT イニシアティブ) が SBT 認定を行っており、事務局は中小企業の目標設定に向けての独自のガイドラインを設定し、2024 年 1 月 1 以降に申請する企業は若干要件が緩和されている。

- 安全衛生委員会

毎月の安全衛生委員会にて、生産性・製品品質の向上及び職場環境や安全衛生面での実態把握と課題の改善方法等について打ち合わせを行っている。

## 令和5年12月度安全衛生委員会

開催日時 令和5年12月5日（火）9時00分  
次回 令和6年1月9日（火）9時00分  
開催場所 化粧筆工房 会議室

### 報告事項

#### <WCA監査に関して>

##### ○指摘内容と対策の統報

- ・洗眼器の設置 ⇒ 12/9設置予定。炊事場設置で調整
- ・労務に関する書類 ⇒ 次回の役員会での承認待ち

#### <技能実習の監査に関して>

##### ○指摘内容と対策の統報

- ・私物の管理に関して ⇒ 12/5ロッカー設置
- ・寝室への火災報知器の設置 ⇒ 設置予定

#### <環境測定に関して>

接着室の環境は改善されたという認識 ⇒ 来年、第1管理区分判定を目指す

#### <防火訓練に関して>

実施後12/8に消防署で実施報告書にサインをもらう予定

##### ○実施内容

- ・通報 ・部署ごとの避難 ・消火訓練

※特定の役割の有る従業員に対して、個別の確認は無い ⇒ 各自確認

※現状出社人数を把握できていない ⇒ 今後、毎朝回覧で出欠確認

#### <機械類のメンテナンスに関して>

##### ○マニュアルの作成状況

- ・接着機 ⇒ マニュアル&作業記録共に作成済み、11月途中から運用中
- ・ギリ打ち機 ⇒ マニュアル&作業記録共に作成済み、11月途中から運用中
- ・混毛機 ⇒ マニュアル&作業記録共に作成済み、12月から運用

#### <薬箱に関して>

今後、薬箱の使用記録を作成する ※リスク管理の為

#### <薬品類の保管に関して、問題点と対策>

- ・ラベルが剥がれたまま放置され、内容の判別ができない
- ・薬品類の置き場所が不確定

⇒ 剥がれないラベル又は容器の色分けを検討 ※社内で統一する  
置き場所を設定する ※その他の道具についても検討

#### <その他>

◎「出欠確認」「メンテナンス記録」「薬箱使用記録」を次回から提出

◎私物の使用が多い ⇒ 会社から仕様を統一して支給することを検討

12/6に告知  
12/19に告知

(写真⑩) 安全衛生委員会の議事録の一例 (晃祐堂 提供)

## ■ 排水、排出ガス、廃棄物の処理

### ● 排水の処理

排水は、毛筆の毛の洗浄水や生活排水、雨水であり、これらは特に処理すべき物質は含まれておらず、地元自治体により適正に下水処理されている。

### ● 排出ガスの処理

製造工程が殆どハンドメイドであり、特に処理を要する排出ガスの発生はない。

### ● 環境にやさしい素材の利用

以下の①～④に取り組んでいる。

①商品パッケージには、バガス材(\*2)を使用している。

(\*2)バガス

バガスとはさとうきびの搾りかすであり、繊維質が詰まった素材で丈夫で、使用後は可燃ゴミで処理できるため処理がしやすく、土中でバクテリアにより分解され土に還る。木材パルプの代替となり、森林伐採量が減らせ、森林保護や CO2 排出量削減につながる素材である。

②筆の持ち手に県産材や間伐材を使用している。一例として G7 広島サミットで提供した被爆樹木の剪定枝を使った熊野化粧筆がある。持ち手に広島市西区の三篠神社にある樹齢約 120 年の被爆樹木（クスノキ）を利用し、毛先にトウモロコシ等植物由来の環境にやさしい人工毛を使用し、パッケージに広島記念公園の供養塔に寄せられた折り鶴の再生紙を使用し制作したものである。

③一部の持ち手にペットボトルやシャンプー容器などを回収したリサイクル PE（ポリエチレン）を使用している。

④学校で生じた廃棄プラスチックを回収し、筆に再生することで、学校での SDGs 取り組みに寄与する。

### ● その他廃棄物の処理

事務所や工場で発生する事業系一般廃棄物（主に梱包段ボールや毛束を縛る際に使用する針金等）は一般廃物処理業者の回収を受けている。産業廃棄物は使用後の接着剤の残渣であるが、廃棄物処理業者に処分を依頼し、マニフェストで処分を確認している。

## 【社会面】

### ■ 労働環境改善の取り組み

#### ● 時間外労働削減の取り組み

従業員 1 人当たりの月間時間外労働時間は 2 時間（2024/6 期）であり、類似業種の平均 9.6 時間（出所:厚生労働省毎月勤労統計調査令和 5 年平均確報：従業員数 100～499 人のその他の製造業、なめし革・同製品・毛皮製造）を下回る。晃祐堂は生産計画で時間外労働を見込まない前提で生産量を決定しており、不良品や誤発注の発生時の際を除けば、基本的に従業員の時間外労働は殆どない。

- 有給休暇取得推進の取り組み

年間休日は105日と国内企業平均110.7日（出所：厚生労働省令和5年就労条件総合調査）を若干下回っているが、計画的な生産で従業員が有給休暇を自主的に取得しやすい職場の雰囲気があり、有給休暇取得率は約90%（2024/6期）と製造業平均65.8%（出所：厚生労働省「令和5年就労条件総合調査の概況」）をはるかに上回る。対象者への基準日より1年以内に5日以上の有給休暇を取得させる等の有給休暇にかかる法令は当然遵守されている。

- 賃金アップの取り組み

従業員が健康・安全で働きやすい環境で働き、ゆとりと豊かさを感じられる働きがいのある職場づくりを目指しており、直近では2024年10月に平均2.5%の昇給を実施した。賃金水準は広島市内の企業より若干低いが、所在地域では同業界並み以上と認識している。毎年3%以上の賃上げ実施を目指し、従業員全員の生活水準向上を図っていく。

- 従業員満足度の向上

従業員の意見も取り入れながら、働きがいを感じられる職場を目指し、以下の①～④を実施している。

- ①働きやすい環境の整備

安全衛生管理委員会の提言を受け、職場環境の改善を行っている。最近ではトイレやエアコンの改修や食堂の設置を実施した。

- ②スキルアップ支援

後述の資格取得支援に取り組み、従業員の成長をサポートしている。

- ③コミュニケーション促進

年1回、役員が全従業員と個人面談を行い要望や改善提案を吸い上げ、改善を図っている。

- ④健康管理とケア

定期健康診断の対象者は100%受診している。また産業医がストレスチェックを実施し、結果を従業員個人に直接フィードし、個別相談を受け付けている。

また従業員が誇りを持って働ける職場として企業の認知度を高めるために、「仕事と家庭の両立支援企業」(\*3)への登録、「ひろしま企業健康宣言」(\*4)の取得、「イクボス同盟ひろしま」(\*5)への登録・加盟を行っている。

- (\*3) 広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、「仕事と家庭の両立支援や「仕事と介護の両立支援」に取り組む企業等を県が登録する制度。

- (対象企業等)

県内に事業所を有し、企業等のトップ自らにより、労働者の仕事と子育ての両立や地域における子育て等の支援に取り組む企業等

- (登録のメリット)

- ・登録企業は、登録証が交付され、取り組み内容が県のホームページ内で紹介される。
- ・登録マークを企業ホームページや名刺・広告・商品・求人関係書類等に使用できる。

- ・県の入札工事、測量・建設コンサルタント等業務における入札参加資格審査で加点される。
- ・県の制度融資（働き方改革・女性活躍推進資金）が利用できる。

（効果）

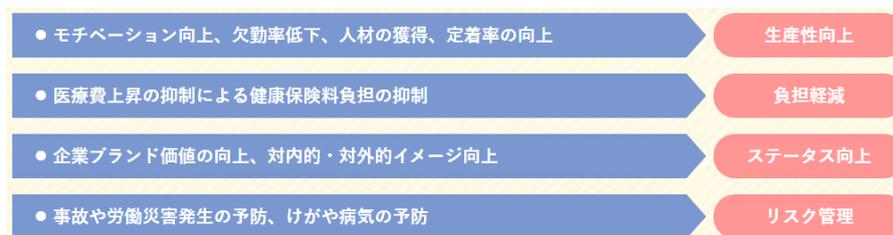
仕事と家庭の両立に取り組む企業であることを対外的に広報することができ、企業のイメージアップや優秀な人材の確保が期待できる。

（出所：広島県 Web「広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度について」）

（\*4）ひろしま企業健康宣言

企業（経営者）が経営の優先課題として従業員の健康づくりに積極的に取り組むことにより、従業員の健康増進のみならず企業の生産性向上やイメージアップにつなげていく健康経営が注目されており、協会けんぽ広島支部が 2016 年 7 月に創設した制度。

<健康経営を推進することのメリット>



（図表⑤）健康経営を推進するみとのメリット（協会けんぽひろしま支部 Web）

（\*5）イクボス同盟ひろしま

「イクボス」とは職場で共に働く部下・スタッフのワークライフバランスを考え、その人のキャリアと人生を応援しながら組織の業績結果も出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司（経営者・管理者）のことである。イクボス同盟ひろしまは、広島県にイクボスの輪を広げ、イクボスを増やすために結成された同盟で、有志メンバーが集まり、活動を支援している。

● 労働災害ゼロへの取り組み

機械操作の標準作業書の整備や操作に注意を要する機械への安全シールの貼付、労働安全委員会での危険事例の注意喚起等を実施し、結果として十数年以上労働災害ゼロを維持している。今後とも対策を継続し、労働災害ゼロを継続していく。

グループ名		製見祐堂 製造部		標準作業書				確認者	
工程名		ギリ打ち						作業者	責任者
工程		管理項目		作業内容					
作業図、画像など	工程詳細(名称)	使用機器等	メーカー名	設置場所	作業内容	作業者	責任者		
1.ギリ打ち機調整  2.ギリ打ち 	1 ギリ打ち機調整	ギリ打ち機 エアー	自作	化粧筆工房	手順1：エアーを通す 手順2：金具サイズに合わせて、刃物をセット 手順3：ギリ打ち機電源をON 手順4：フットスイッチを踏んで、刃物の動きを確認 手順5：フットスイッチを踏んで、試し打ちをして圧力の確認	○	○		
	2 ギリ打ち	ギリ打ち機 エアー	自作	化粧筆工房	手順1：金具をギリ打ち機に挿入し、ギリ打ちを行う <b>※周囲に人がいないかを確認し作業を行う。ギリ打ち機に手を入れないように十二分に注意をする。</b>	○	○		
	3 ギリ打ち終了後	ギリ打ち機	自作	化粧筆工房	手順1：ギリ打ち機電源をOFF 手順2：エアーを抜く	○	○		
	※ メンテナンス				手順1：責任者が動作確認や部品消耗度を確認 手順2：機液動作確認表に記入する	○	○		
					【取扱説明書】 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無 【メンテナンス(部品)明細】 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無				
	制定年月日	2019年 11月 9日	備考	COPY			受領印		
	改訂年月日								
	改訂年月日								
	改訂年月日								

株式会社見祐堂

(写真⑫) 標準作業書の一例 (見祐堂 提供)

## ■ 人材育成への取り組み

### ● 従業員育成の取り組み

植松会長は、25歳で筆の世界に入り専心し、若くして正倉院に祀られる天平筆の復刻版を作り上げた国内屈指の筆匠である。筆の文化と伝統の継承を想い、従業員の成長を期待し、会長を筆頭に経営陣が現場に入り、直接指導を行っている。現場での従業員との対話を通じて、従業員一人ひとりのスキル向上をサポートするとともに、働きやすい環境づくりに取り組んでいる。

### ● 資格取得支援の取り組み

業務上必要な資格取得支援に取り組んでおり、講習会受講や受検料等の取得にかかる費用は全額会社負担としており、資格取得者には毎月の給与と併せて資格手当を支給している。50人以上の従業員が常時勤務する事業所では、衛生管理者1名以上の選任義務があり(労働安全衛生法第12条第1項)、現時点で1名が選任されている。今後事業拡大により従業員数が100名以上となることを想定し、更に増員を見込んでいる。また社内心肺停止者の救急蘇生時に使用するAED1台を設置しているが、一般的に救急現場で知識・技術が十分でない者が不安感より使用を躊躇ケースが見られるため、社内外でAED操作を率先して行える知識・技術を取得するAED認定非医療従事者講習の受講支援に取り組んでいる。2024年12月時点で2名が同資格を取得している。管理職が率先して取得し、従業員に資格取得を推奨していく。

## ■ ダイバーシティの推進

### ● 女性活躍支援への取り組み

丁寧なものづくりと化粧品用品の製造に惹かれて入社する人が多く、女性従業員は、全従業員 90 名中 60 名（67%）と比較的多く、管理職 8 名のうち 3 名（38%）が女性である。会社としては今後も柔軟な勤務シフトを採用する等、子育て中の従業員も勤務しやすい職場環境づくりに努めていく。

### ● 外国人材活用の取り組み

外国人技能実習生 2 名が在籍し、筆製造ラインで勤務している。今後も外国人雇用の増加を図っていきたくと考えているが、円安等の要因により日本勤務を希望する外国人が減少している中で増員は難しく、現状数を維持していく。

### ● 高齢者の活躍支援への取り組み

高齢者の雇用を大切にしており、65 歳以上の従業員は 4 名在籍している。60 歳定年を迎えた従業員には従業員の要望を踏まえ、1 年更新での雇用延長に応じている。今後の業容拡大に伴い、エキスパートとしての高齢者の雇用増は不可欠と認識しており、スキルや適性に合った職務や職場環境を整え、雇用増に努めていく。

### ● 障がい者活躍支援の取り組み

障がい者は 1 名在籍し、筆製造ラインで勤務している。筆づくりは比較的軽作業ではあり、求職者には勤務出来る部署への配属が可能であることを働き掛け、増員を図っていく意向ではあるが、勤務地が市街地から離れ、公共交通もなく、マイカー通勤を要することがネックとなり、求職者は少ない。

## 【環境面・社会経済面】

### ■ 事業拡大の取り組み

#### ● アップサイクル PBT を使用した人工毛の増加

化粧筆の材料としてヤギやリス、馬の動物の毛に使用してきた。主に中国から輸入してきたが、動物愛護の観点と中国政府の野生動物取引禁止措置により調達が難しくなってきたため、海洋ゴミのアップサイクル PBT(\*6)で作った人工毛の開発に着手した。人工毛には艶が出るキューティクルがなく、弾力性が動物毛と異なり毛の配合に苦労したが、伝統技能士が技術、ノウハウを生かし、腰があり、肌に優しく粉の含みが良い熊野筆の特徴を持つ化粧筆に仕上げることができた。アップサイクル PBT を使用した人工毛の普及は、環境負荷の低減に寄与するものである。また動物保護意識が強い欧米化粧品メーカーが天然毛の使用を排除する動きがある中で、今後の需要の増加が見込まれる。アップサイクル PBT を使用した人工毛製造量の増加により、海洋廃棄物の減少を図り、環境負荷軽減に寄与していく。

#### (\*6)アップサイクル PBT

アップサイクル PBT とは、廃棄予定のものに価値をつけて新しい製品を生み出す（アップサイクル）手法で、廃棄ペットボトル等プラスチックを再調合したポリブチレンテレフタート（PBT）である。



(写真⑬) アップサイクル PBT を使用した人工毛の化粧筆 (晃祐堂 提供)

## ■ 生産性向上の取り組み

### ● 誤発注削減の取り組み

製品の仕様が取引先ごとに異なり、取り扱い製品が 300 種以上と多いため、製品の受注時や部材の発注時にミスが起きやすい。誤発注の部材や製品は転用がきかず、不良在庫の発生につながる。また対応に急を要するため、予定外の作業が発生し、時間外勤務時間の増加にもつながる。

以下①～③の取り組みにより、誤発注件数の削減に取り組んでいく。

#### ① アイテム数の絞り込み

取引先との個別交渉を行い、徐々に取扱いアイテムを絞り込んでいく。

#### ② 製造現場への重要性の周知

製造現場では誤発注が及ぼす影響や防止の意義について理解が不十分であると会社は認識している。研修等により発注の防止の重要性への認識を浸透させていく。

#### ③ 原因分析と改善

誤発注発生の都度、原因を分析し、改善策を検討していく。また事例の蓄積により、誤発注の発生件数自体を抑えていく。

### 3.包括的インパクト分析

#### UNEP FI のインパクトレーダー及び事業活動などを踏まえて特定したインパクト

社会（個人のニーズ）		
紛争	現代奴隷	児童労働
データプライバシー	自然災害	健康および安全性
水	食料	エネルギー
住居	健康と衛生	教育
移動手段	情報	コネクティビティ
文化と伝統	ファイナンス	雇用
賃金	社会的保護	ジェンダー平等
民族・人種平等	年齢差別	その他の社会的弱者
社会経済（人間の集団的ニーズ）		
法の支配	市民的自由	セクターの多様性
零細・中小企業の繁栄	インフラ	経済収束
自然環境（プラネタリーバウンダリー）		
気候の安定性	水域	大気
土壌	生物種	生息地
資源強度	廃棄物	

（黄：ポジティブ増大 青：ネガティブ緩和 緑：ポジティブ/ネガティブ双方のインパクトを表示）

#### 【UNEP FI のインパクト分析ツールを用いた結果】

国際標準産業分類	その他の製造業
ポジティブ・インパクト	雇用、賃金、零細・中小企業の繁栄
ネガティブ・インパクト	健康および安全性、賃金、社会的保護、気候の安定性、水域、大気、資源強度、廃棄物

#### 【当社の事業活動などを踏まえて特定したインパクト】

##### ■ポジティブ・インパクト

インパクト	取組内容
教育、文化と伝統	➤ 従業員育成の取り組み
賃金	➤ 賃金アップの取り組み

■ネガティブ・インパクト（緩和の取り組み）

インパクト	取組内容
健康および安全性	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 時間外労働削減の取り組み</li> <li>➢ 有給休暇取得推進の取り組み</li> <li>➢ 従業員満足度の向上</li> <li>➢ 労働災害ゼロへの取り組み</li> </ul>
気候の安定性、資源強度	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 省エネルギーの取り組み</li> <li>➢ CO2 排出量削減の取り組み</li> <li>➢ 中小企業版 SBT 認定の取得</li> </ul>
水域	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 排水の処理</li> </ul>
大気	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 排出ガスの処理</li> </ul>
資源強度、廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 環境にやさしい素材の利用</li> <li>➢ その他廃棄物の処理</li> <li>➢ アップサイクル PBT を使用した人工毛の増加</li> <li>➢ 誤発注削減の取り組み、生産工程の見える化の取り組み</li> </ul>

■ポジティブ・インパクトとネガティブ・インパクト（緩和の取り組み）の両方

インパクト	取組内容
（ポジティブ）教育 （ネガティブ）社会的保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 資格取得支援の取り組み</li> </ul>
（ポジティブ）雇用 （ネガティブ）ジェンダー平等	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 女性活躍支援への取り組み</li> </ul>
（ポジティブ）雇用 （ネガティブ）民族・人種平等	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 外国人材活躍支援への取り組み</li> </ul>
（ポジティブ）雇用 （ネガティブ）年齢差別	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 高齢者活躍支援への取り組み</li> </ul>
（ポジティブ）雇用 （ネガティブ）その他の社会的弱者	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 障がい者活躍支援への取り組み</li> </ul>

■UNEP FI 分析ツールで発出されたものの、インパクト特定しないもの

<ポジティブ・インパクト>

インパクト	特定しない理由
零細・中小企業の繁栄	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 中小企業のサプライチェーンに貢献する事象はない。</li> </ul>

---

---

<ネガティブ・インパクト>

インパクト	特定しない理由
賃金	➤ 賃金水準は地域の同業界並み以上である。

#### 4.本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性

晃祐堂は商工中金と共同し、本ファイナンスにおける重要な以下の管理指標（以下、KPI という）を設定した。

##### 【ポジティブ・インパクト】

特定したインパクト	賃金		
取組内容（インパクト内容）	賃金アップの取り組み		
KPI	● 従業員平均給与を毎年 3%以上引き上げる。		
KPI 達成に向けた取り組み	➢ 賃金水準は地域の同業界並み以上と認識しているが、毎年 3%以上の賃上げ実施を目指し、従業員全員の生活水準向上を図っていく。		
貢献する SDGs ターゲット	8.5	2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。	
	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	

##### 【ネガティブ・インパクト】

特定したインパクト	健康および安全性		
取組内容（インパクト内容）	労働災害ゼロへの取り組み		
KPI	● 労働災害ゼロを継続する。		
KPI 達成に向けた取り組み	➢ 機械操作の標準作業書の整備や操作に注意を要する機械への安全シールの貼付、労働安全委員会での危険事例の注意喚起等を実施し、結果として十数年以上労働災害ゼロを維持している。今後とも対策を継続し、労働災害ゼロを継続していく。		
貢献する SDGs ターゲット	8.5	2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。	
	10.2	2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	

特定したインパクト	気候の安定性、資源強度		
取組内容（インパクト内容）	CO2 排出量削減の取組み、中小企業版 SBT 認定の取得		
KPI	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2025 年末までに CO2 排出量の可視化を実施し、2026 年末までに具体的な削減計画を策定し、削減に取り組む。</li> <li>● 2026 年末までに中小企業版 SBT 認定を取得する。</li> </ul>		
KPI 達成に向けた取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 2026 年 6 月末までに CO2 排出量を可視化し、2026 年末までに前述の省エネルギーの取組みによる具体的な排出削減目標を設定することで、CO2 排出量削減を図る。</li> <li>➢ 上記 CO2 排出量削減の取組みの証として中小企業版 SBT 認定を取得する。</li> </ul>		
貢献する SDGs ターゲット	7.3	2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。	
	9.4	2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。	
	13.1	全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。	

特定したインパクト	資源強度、廃棄物		
取組内容（インパクト内容）	アップサイクル PBT を使用した人工毛の増加、誤発注削減の取組み		
KPI	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2034/6 期のアップサイクル PBT の年間利用量を 300 kg 以上とする。 (2024/6 期実績 120 kg)</li> <li>● 誤発注件数を毎年 1 件以上減少させる。 (2024/6 期発生件数 10 件)</li> </ul>		
KPI 達成に向けた取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ PBT を使用した人工毛製造量の増加により、海洋廃棄物の減少を図り、環境負荷軽減に寄与していく。</li> <li>➢ 誤発注の部材や製品は転用がきかず、不良在庫の発生につながる。また対応に急を要するため、予定外の作業が発生し、時間外勤務時間の増加にもつながる。アイテム数の絞り込み、製造現場への重要性の周知、原因分析と改善策の検討により、誤発注件</li> </ul>		

	数の削減に取り組んでいく。		
貢献する SDGs ターゲット	9.4	2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。	
	12.4	2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。	
	12.5	2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。	

【ポジティブ・インパクト】【ネガティブ・インパクト】

特定したインパクト	(ポジティブ) 教育、賃金 (ネガティブ) 社会的保護
取組内容 (インパクト内容)	資格取得支援の取組み
KPI	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2030 年 6 月末までに衛生管理者 2 名以上、AED 認定非医療従事者講習受講修了者を 5 名以上とする。以降は実情に応じて目標を再設定し、フォローしていく。</li> </ul> <p>&lt;2024 年 12 月の有資格者&gt; 衛生管理者 1 名、AED 認定非医療従事者講習受講修了者 2 名</p>
KPI 達成に向けた取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 衛生管理者 1 名以上の選任義務があり、現時点で 1 名が選任されているが、今後事業拡大により従業員数が 100 名以上となることを想定し、更に 1 名の増員を見込む。また社内外で AED 操作を率先して行える知識・技術を取得する AED 認定非医療従事者講習の受講支援に取り組んでおり、管理職が率先して取得し、従業員に資格取得を推奨していく。なお、講習会受講や受検料等の取得にかかる費用は全額会社負担としており、資格取得者には毎月の給与と併せて資格手当を支給している。</li> </ul>

貢献する SDGs ターゲット	4.4	2030 年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。	
-----------------	-----	--	---

特定したインパクト	(ポジティブ) 雇用 (ネガティブ) 年齢差別		
取組内容 (インパクト内容)	高齢者活躍支援への取り組み		
KPI	● 2030 年 6 月末までに 65 歳以上の雇用者数を 5 名以上とする。以降は実情に応じて目標を再設定し、フォローしていく。 (2024 年 12 月 4 名)		
KPI 達成に向けた取り組み	➤ 今後の業容拡大に伴い、エキスパートとしての高齢者の雇用増は不可欠と認識しており、スキルや適性に応じた職務や職場環境を整え、雇用増に努めていく。		
貢献する SDGs ターゲット	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	
	10.2	2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	

■ネガティブ・インパクト (緩和の取り組み) として特定しているものの、KPI を設定しないもの

インパクト	取組内容	設定しない理由
健康および安全性	時間外労働削減の取り組み、有給休暇取得推進の取り組み、従業員満足度の向上	時間外労働は類似業種を大きく下回っている。有給休暇取得率は約 90%と既に高い水準にある。従業員満足度の向上のために働きやすい環境の整備、スキルアップ支援、コミュニケーション促進等の諸策を既に講じている。
ジェンダー平等	女性活躍支援への取り組み	女性従業員は、全従業員の 67%と比較的多く、管理職の 38%が女性である等、既に取り組みが進んでいる。
民族・人種平等	外国人材活躍支援への取り組み	円安等の要因により日本勤務を希望する外国人が減少している中で増員は難しく、現状

		数を維持していく。
その他の社会的弱者	障がい者活躍支援への取り組み	障がい者は1名在籍し、健全者と遜色なく従事しているが、求職者の見通しが立ち難く、現時点で1名の法定雇用義務を満たしているため。
気候の安定性、資源強度	省エネルギーの取り組み	製造工程は殆どがハンドメイドであり、電力消費量は少ない。また化粧筆工房の屋根に太陽光パネルを設置し、工場で使用する電力の一部を賄っており、可能な取り組みが実施継続されている。
水域	排水の処理	排水は、毛筆の毛の洗浄水や生活排水、雨水であり、これらは特に処理すべき物質は含まれておらず、地元自治体により適正に下水処理されている。
大気	排出ガスの処理	製造工程が殆どハンドメイドであり、特に処理を要する排出ガスの発生はない。
資源強度、廃棄物	環境にやさしい素材の利用、その他廃棄物の処理	バガス材利用の商品パッケージ、筆の持ち手に県産材や間伐材やリサイクル PE を使用する等、既に環境にやさしい素材の利用を行っており、今後も継続していく。また事業系一般廃棄物は一般廃棄物処理業者の回収を受け、産業廃棄物は廃棄物処理業者に処分を依頼し、マニフェストで処分を確認している。

## 5.サステナビリティ管理体制

晃祐堂では、本ファイナンスに取り組むにあたり、植松会長を最高責任者として、自社の事業活動とインパクトリーダー、SDGs における貢献などとの関連性について検討を行った。本ファイナンス実行後も、植松会長を最高責任者、土屋社長を統括責任者、植松副社長をプロジェクト・リーダーとし、全従業員が丸となって KPI の達成に向けた活動を推進していく。

(最高責任者)	代表取締役会長	植松 藤盛
(統括責任者)	取締役社長	土屋 武美
(プロジェクト・リーダー)	取締役副社長	植松 聖詞

## 6.モニタリング

本ファイナンスに取り組むにあたり設定した KPI の進捗状況は、晃祐堂と商工中金並びに商工中金経済研究所が年 1 回以上の頻度で話し合う場を設け、その進捗状況を確認する。モニタリング期間中は、商工中金は KPI の達成のため適宜サポートを行う予定であり、事業環境の変化等により当初設定した KPI が実状にそぐわなくなった場合は、晃祐堂と協議して再設定を検討する。

## 7.総合評価

本件は UNEP FI の「ポジティブ・インパクト金融原則」に準拠した融資である。晃祐堂は、上記の結果、本件融資期間を通じてポジティブな成果の発現とネガティブな影響の低減に努めることを確認した。また、商工中金は年に 1 回以上その成果を確認する。

本評価書に関する重要な説明

1. 本評価書は、商工中金経済研究所が商工中金から委託を受けて作成したもので、商工中金経済研究所が商工中金に対して提出するものです。
2. 本評価書の評価は、依頼者である商工中金及び申込者から供与された情報と商工中金経済研究所が独自に収集した情報に基づく、現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、商工中金経済研究所は本評価書を利用したことにより発生するいかなる費用または損害について一切責任を負いません。
3. 本評価を実施するに当たっては、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、株式会社日本格付研究所から、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

〈本件に関するお問い合わせ先〉

株式会社商工中金経済研究所

主任コンサルタント 岡 富士夫

〒105-0012

東京都港区芝大門 2 丁目 12 番 18 号 共生ビル

TEL: 03-3437-0182 FAX: 03-3437-0190